

# 第45回 定時株主総会 招集ご通知



**日 時** 平成29年6月27日(火曜日)午前10時  
(受付開始時間は午前9時30分を予定しております。)

**場 所** 東京都文京区後楽1丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階 天空  
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

## ○目次

第45回定時株主総会招集ご通知…………… 1

### (添付書類)

#### 事業報告

1. 企業集団の現況…………… 3  
2. 会社の現況…………… 15

#### 連結計算書類

連結貸借対照表…………… 25  
連結損益計算書…………… 26  
連結株主資本等変動計算書…………… 27

連結計算書類に係る会計監査報告…………… 28

連結計算書類に係る監査役会の監査報告…………… 30

#### 計算書類

貸借対照表…………… 31  
損益計算書…………… 32  
株主資本等変動計算書…………… 33

計算書類に係る会計監査報告…………… 34

監査役会の監査報告…………… 36

### (株主総会参考書類)

第1号議案 剰余金処分の件…………… 38

第2号議案 資本準備金の額の減少の件…………… 38

第3号議案 定款一部変更の件…………… 39

第4号議案 役員賞与支給の件…………… 44

証券コード9792  
平成29年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地  
**株式会社 ニチイ学館**  
代表取締役会長兼社長 寺田明彦

## 第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年6月26日（月曜日）午後5時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、45頁から46頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔重複行使の取扱い〕

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時  
（午前9時30分 受付開始）
2. 場 所 東京都文京区後楽1丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階 天宮  
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役  
会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

（アドレス <http://www.nichiigakkan.co.jp/ir/stock/shareholders.html>）

に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

（アドレス <http://www.nichiigakkan.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

ニチイグループでは、当期を長期利益の安定成長実現に向けたターニング・イヤーとして位置付け、「社会貢献」「利益還元」「未来指向」全てを網羅する事業ラインナップの展開により、制度動向の影響を受けにくく、安定的且つ収益性・成長性の高い事業基盤を構築してまいりました。事業推進の根幹を成す「組織力」「人材力」の強化を当期の改善施策として掲げ、期首における執行役員体制の拡充による経営執行迅速化、事業現場・支店・支社・本社、全社員参加型経営態勢の構築、生産性向上への取り組み等により、永続的な成長軌道を描く企業体質への変革を進めてまいりました。

経営成績につきましては、有料老人ホーム等の居住系介護サービス利用者数が堅調に推移したこと、認可保育所を中心とした積極開設・高稼働率維持により、介護事業・保育事業の伸長が牽引し、増収となりました。利益につきましては、人員配置やシフト管理の見直しを図り、効率的なサービス間連携等により収益向上を果たした介護事業が牽引し、黒字転換となりました。

当連結会計年度の売上高は276,659百万円(前年同期は273,583百万円)、営業利益は4,206百万円(前年同期は営業損失785百万円)、経常利益は1,429百万円(前年同期は経常損失3,629百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,403百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失15,995百万円)となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりです。

当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、従来、医療関連部門・介護部門・ヘルスケア部門・保育部門・その他にそれぞれ組み入れていた中国事業を中国事業部門としてセグメント表示しております。また、教育部門に組み入れていた保育系講座(ベビーシッター講座等)を保育部門に組み入れております。

なお、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

#### <医療関連部門>

長年の経営支援ノウハウを活かし、医業経営における多角的な提案営業強化による高付加価値サービスの提供推進・業容拡大に努めてきました。その中で、人材獲得・定着による収益拡大を図るべく、スタッフへの処遇改善の原資となる適正利益創出に向けた体質改善に注力してまいりました。また、診療所(クリニック)における人材獲得に寄与できる新規講座「クリニック受付事務講座」の開講準備を進めてまいりました。下期以降に強化した戦略的営業活動が奏功したことにより、当社サービスの質が適正に評価され、収益改善となりました。

その結果、売上は弱含んで推移したため減収となり、利益については適正な利益水準への改善が現れ増益となりました。

当連結会計年度における売上高は108,322百万円(前年同期は108,785百万円)、営業利益は8,012百万円(前年同期は7,691百万円)となりました。

#### <介護部門>

介護サービス提供人材の獲得・定着を目指し、介護職員初任者研修における就業促進プロモーションの強化、処遇改善、キャリアアップ制度の拡充を行ってまいりました。

在宅系介護サービスにつきましては、政策的な給付の重点化・効率化が進められる中、介護予防サービスにおける総合事業への移行により利用者数が減少いたしました。中重度者対応強化への体制整備を進め、その成果が現れはじめるところとなりました。居住系介護サービスにつきましては、有料老人ホームを中心に利用者数が堅調推移を辿り、収益貢献を果たしています。在宅系・居住系介護サービス共に、人員配置やシフト管理の効率化を図り、利益水準は回復傾向となっております。

その結果、在宅系介護サービス利用者数の伸び悩みは続いておりますが、居住系介護サービス利用者数の伸長により増収となり、効率的な人員配置・事業所運営によるコストコントロールが奏功し、増益となりました。

当連結会計年度における売上高は143,788百万円(前年同期は142,896百万円)、営業利益は11,048百万円(前年同期は6,809百万円)となりました。

#### <ヘルスケア部門>

家事支援サービス「ニチイライフ」では、高齢者世帯や共働き世帯の増加等によるサービスニーズの拡大に応えるべく、季節限定キャンペーンの積極実施等により新規顧客開拓を強化し、サービスラインナップの拡充による継続利用を推進してまいりました。また、顧客の声から誕生したP B商品につきましては、ライフスタイルの変化に合わせて選択できる商品構成で展開し、堅調に販売数を伸ばしています。

フードサービスの廃止やヘルパー派遣業務の縮小により減収となりましたが、ニチイライフ利用者数及びP B商品販売数が堅調に推移したため増益となりました。

国家戦略特区での受入が解禁された家事支援外国人受入事業につきましては、東京都・神奈川県・大阪市での認可を受けることができ、日本国内でのサービス開始に向け、受入準備を進めています。

当連結会計年度における売上高は3,662百万円(前年同期は3,723百万円)、営業利益は643百万円(前年同期は568百万円)となりました。

#### <教育部門>

グループレッスンによる「対話力」習得を強みとするCOCO塾ブランドにつきましては、「通いやすさ」「学びやすさ」「親しみやすさ」という顧客志向の追求により、着実に、受講生数を伸ばしてまいりました。

フィリピン人インストラクターの起用により、オンラインレッスンと通学レッスンの組み合わせ受講やホスピタリティあふれる対話重視のレッスン展開、英語と国際文化をレクチャーするイベント開催に注力し、顧客満足度向上・効率的なクラス設定・講師稼働率向上を図ってまいりました。そして、地域に根ざしたスクール運営を目指し、子どもが通いやすい住宅地エリアでの出店や教育講座教室の有効活用を行っております。

景況感の影響を受け、マンツーマン英会話G A B Aの受講生数が減少し、減収となりましたが、COCO塾ブランドにおける費用対効果を重視した広告展開・全国でのスクール展開を活かした積極的なプロモーションイベント開催により、増益(営業損失の縮小)となりました。

当連結会計年度における売上高は12,771百万円(前年同期は13,003百万円)、営業損失は4,647百万円(前年同期は営業損失5,677百万円)となりました。

#### <保育部門>

地域における待機児童解消・女性の活躍推進に貢献すべく、認可保育所を中心に拠点展開を強化し、当期においては42カ所の新規開設により計122カ所の施設展開となりました。自治体窓口や保育コンシェルジュへのアプローチ強化や地域交流イベントの開催等、営業・広報活動に注力してまいりました。

その結果、新規開設施設を中心に堅調な稼働率を維持できたことにより約73%の増収となり、積極的な新設に伴う先行投資の影響により減益となりましたが、四半期別利益において改善が進みました。

また、内閣府の推進事業「企業主導型保育事業」におきまして、日本生命保険相互会社との保育利用基本契約締結により、企業主導型保育所の全国展開を発表いたしました。同社が所有する不動産物件の活用により、2018年度中に計100カ所の開設を目指し、準備を進めております。

当連結会計年度における売上高は5,940百万円(前年同期は3,431百万円)、営業損失は781百万円(前年同期は営業損失883百万円)となりました。

#### <中国事業部門>

地域事業会社17社・6学校法人にて、中国でのサービス提供体制を構築しており、当期におきましては、中国における「日本式介護(自立支援)」の浸透・普及活動に努め、国内事業で培ってきた人材養成スキーム・サービス提供スキームの確立に注力してまいりました。また、経済産業省「医療技術・サービス拠点化促進事業」を受託し、中国での地域包括ケアシステム構築推進に向けた実証調査を通じて、「介護・介護予防」等の普及啓蒙活動に取り組んでまいりました。

連結会社や学校法人数の増加により増収となりましたが、介護サービスの認知度向上、サービス提供人材・顧客の獲得に時間を要し、先行投資費用を吸収できず減益となりました。

中国全土の顧客に対する効率的なサービス提供・顧客満足度向上を目的として、事業推進に資するITシステムを整備すべく、その技術を有する事業者と合弁会社「日医恒基(北京)健康産業有限公司」を設立し、グループ全体の生産性向上を図っていくことを決定いたしました。

当連結会計年度における売上高は1,966百万円(前年同期は1,604百万円)、営業損失は1,416百万円(前年同期は営業損失1,033百万円)となりました。

<その他>

ニチイ学館本体事業とグループ各社のシナジー効果創出による収益改善に努めてまいりました。

当連結会計年度における売上高は207百万円(前年同期は138百万円)、営業利益は285百万円(前年同期は274百万円)となりました。

### 企業集団の事業区分別売上高構成比率

(単位：千円)

| 部門別         | 第 44 期      |        | 第 45 期      |        | 前 期 比  |
|-------------|-------------|--------|-------------|--------|--------|
|             | 金 額         | 構 成 比  | 金 額         | 構 成 比  |        |
| 医 療 関 連 部 門 | 108,785,891 | 39.8%  | 108,322,352 | 39.2%  | 99.6%  |
| 介 護 部 門     | 142,896,906 | 52.2%  | 143,788,829 | 52.0%  | 100.6% |
| ヘルスケア部門     | 3,723,484   | 1.4%   | 3,662,838   | 1.3%   | 98.4%  |
| 教 育 部 門     | 13,003,464  | 4.7%   | 12,771,796  | 4.6%   | 98.2%  |
| 保 育 部 門     | 3,431,150   | 1.3%   | 5,940,155   | 2.1%   | 173.1% |
| 中 国 事 業 部 門 | 1,604,516   | 0.6%   | 1,966,170   | 0.7%   | 122.5% |
| そ の 他       | 138,008     | 0.0%   | 207,739     | 0.1%   | 150.5% |
| 合 計         | 273,583,422 | 100.0% | 276,659,882 | 100.0% | 101.1% |

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,925百万円（無形固定資産及び差入保証金を含み、リース資産を除く）で、その主なものは有料老人ホームの新設等に係る設備投資1,192百万円、保育施設の新設等に係る設備投資1,547百万円、語学事業のシステム開発等に係る設備投資684百万円等であります。

#### ③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、運転資金の調達を除き、特記すべき資金調達を行っておりません。



## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                                | 第 42 期      | 第 43 期      | 第 44 期      | 第 45 期                   |
|------------------------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------|
|                                    | (25/4~26/3) | (26/4~27/3) | (27/4~28/3) | (当連結会計年度)<br>(28/4~29/3) |
| 売 上 高 (千円)                         | 271,447,305 | 271,868,409 | 273,583,422 | 276,659,882              |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は(千円)          | 2,831,209   | 416,037     | △15,995,932 | 1,403,227                |
| 当期純損失 (△)                          |             |             |             |                          |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) | 40.51       | 6.03        | △248.83     | 21.86                    |
| 総 資 産 (千円)                         | 176,246,468 | 184,554,782 | 184,170,136 | 191,708,076              |
| 純 資 産 (千円)                         | 62,327,248  | 56,685,224  | 38,101,877  | 37,924,381               |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算定しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                 | 資 本 金           | 議 決 権 比 率<br>又は 出 資 比 率<br>% | 主 要 な 事 業 内 容          |
|---------------------------------------|-----------------|------------------------------|------------------------|
| 株式会社東京丸の内出版                           | 20,000 千 円      | 100.0                        | 書籍の出版・販売               |
| 株式会社日本サポートサービス                        | 100,000 千 円     | 100.0                        | 情報処理、物品の保管・配送          |
| 株式会社ニチイグリーンファーム                       | 300,000 千 円     | 100.0                        | 観光施設の運営・管理、ペット犬の飼育・販売等 |
| 株式会社ニチイケアネット                          | 220,000 千 円     | 100.0                        | 福祉用具の販売・レンタルサービス       |
| 株式会社日本信用リース                           | 100,000 千 円     | 70.0                         | リース業                   |
| 株式会社ニチイケアパレス                          | 80,000 千 円      | 100.0                        | 特定施設入居者生活介護サービス        |
| 株式会社 G A B A                          | 490,000 千 円     | 100.0                        | 英会話学校                  |
| SELCA AUSTRALIA PTY LTD.              | 200 千豪ドル        | 100.0                        | 英会話学校                  |
| NICHII INTERNATIONAL CLINIC PTE. LTD. | 1,000 千シンガポールドル | 100.0                        | シンガポールにおけるクリニックの運営     |
| 日 醫 香 港 有 限 公 司                       | 268,138 千香港ドル   | 100.0                        | 統括業務                   |
| 日医 (北京) 商貿有限公司                        | 38,000 千人民币     | 100.0                        | 統括業務                   |
| 日医 (上海) 商貿有限公司                        | 38,000 千人民币     | 100.0                        | 統括業務                   |
| 日医 (広州) 商貿有限公司                        | 38,000 千人民币     | 100.0                        | 統括業務                   |

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社13社を含む計47社であり、持分法適用関連会社は1社であります。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (4) 中長期的な会社の経営戦略

ニチイグループでは、グローバルに貢献するエクセレントカンパニーを目指し、2020年までの中長期事業戦略を推進しております。

医療関連、介護、保育事業など社会性・社会的価値の高い「基幹事業」、教育、ヘルスケア、セラピー事業など収益性・経済的価値の高い「戦略事業」、そしてニチイグループの「限らない未来への成長」に向けた「グローバルイノベーション事業」と3分類に事業分けして事業戦略を推し進めております。このトライアングルを相互補完、好循環させながら発展的に拡張させ、全社員参加型の経営態勢を構築し、長期利益の安定成長実現を果たしてまいります。

#### (5) 対処すべき課題

##### (エリアマネジメントの強化)

ニチイグループを取り巻く事業環境は、外部環境の急激な変化により、事業領域も変化を遂げ、事業展開エリアも次第に変わりながらも拡大しております。しかしながら、社会から求められている根源的な使命は不変であり、変化する事業領域及びエリアにおいて、磐石な体制を構築する必要があります。

ニチイグループは地域社会に根ざしたサービスを展開しており、地域特性やニーズに即応しうる事業推進態勢を構築するためには、エリアマネジメントの強化が必要不可欠となっております。

支店、事業現場を中心に生産性やマネジメント機能を高め、事業効率及び収益性の向上を図るとともに、企業競争力を鍛え、経済動向や社会ニーズの変化に耐えうる強固な企業組織を構築してまいります。

これにより、戦略的投資の回収が急務となる教育事業においても、スクールマネージャーを中心にマネジメント力の強化を図り、受講生獲得のプロモーションや教室のドミナント展開等、事業効率を加速化させ、利益創出体質へと変革してまいります。

##### (収益力の強化)

わが国の社会保障費は増大の一途を辿り、制度や仕組みの見直しが求められる中、ニチイグループの展開する「基幹事業（医療関連、介護、保育）」は極めて社会的価値の高い事業である一方、国の政策や制度等に左右されるため、収益力の安定成長が課題となっております。

こうした状況のもと、長期利益の安定成長実現を果たすための構造改革として、事業構成バランスの改良に取り組み、「戦略事業（教育、ヘルスケア、セラピー）」を収益力のある経済的価値の高い事業へと発展させるべく、事業間連携や相互補完、シナジーの発揮による付加価値の創造に努めてまいり

ます。そして、少子高齢化やグローバル化等によって変化を遂げる社会ニーズに応え、企業成長と社会的課題のソリューションとを併せて成し遂げてまいります。

#### (人材戦略の強化)

少子高齢化の進展により、労働力人口が減少する一方、地域社会のインフラ整備の一助を担う基幹事業（医療関連、介護、保育）のニーズは高まる中、人材確保及び定着が課題となっております。

この課題解決に向けて、魅力ある職場環境を整備すべく、研修制度の拡充や、安心して仕事と子育てが出来る態勢構築のための保育所整備、処遇改善、IT活用による事業効率化等と併せて、ニチイグループの強みである「教育から就業まで」におけるプロモーション強化を図り、人材確保及び定着に繋げてまいります。

また、2017年11月に導入される介護分野での技能実習制度を活用し、外国人人材を受け入れ、技術移転による国際貢献に寄与するとともに、サービス提供態勢の充実によってもたらされる新たな価値創造に努めてまいります。

#### (グローバル化の強化)

中国において急速に進む高齢社会の基盤構築、及び雇用創出や内需産業の拡大に貢献すべく、在宅介護を基軸とした「日本式介護（自立支援）」の浸透・普及を図り、事業コンセプトである「三優（優れた人材・優れたサービス・優れた用品）」の実践に向けた基盤整備と、中国全土へと展開エリアを拡大すべく、現地企業のグループ会社化を推し進めてまいりました。

一方、介護サービスの認知度向上、サービス提供人材・顧客の獲得に繋がるスキームを強化し、事業として軌道に乗せることが喫緊の課題となっております。

独資・合弁会社・地域事業会社の基盤をもとに、インフラ整備を急務とする中国地方政府の課題解決のイメージ造りに貢献すべく、ロールモデルとなる施設の展開を進め、これまで推し進めてまいりました在宅介護とのシナジー効果を生み出し、中国における貢献と「限らない未来への成長」に向けたグローバル化事業発展の礎を築いてまいります。

(6) **主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

企業集団の主要な事業は次のとおりであります。

① 医療関連

医療機関・調剤薬局における医事業務の受託、医療用器材の販売・消毒・滅菌業務（院内）、医事コンサルティング、シンガポールにおけるクリニックの運営、医療事務講座をはじめとする医療関連講座等を提供しています。

② 介護

介護保険等、制度下での在宅系介護サービス（居宅介護支援サービス・訪問介護サービス・訪問入浴サービス・訪問看護サービス・通所介護サービス等）、居住系介護サービス（特定施設入居者生活介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービス等の運営）、福祉用具の販売・レンタル、障がい福祉サービス、介護職員初任者研修をはじめとする介護関連講座等を提供しております。

③ ヘルスケア

制度外サービスとしてヘルスケア商品の販売、家事支援サービス、介護職員の派遣サービス、花卉・種苗等の生産・販売、観光施設の運営・管理、ペット犬の飼育・販売、犬専用グルーミングサロン・ホテルの運営等を提供しております。

④ 教育

株式会社GABAにおいてマンツーマン英会話を提供するとともに、グループレッスン「COCO塾」「COCO塾ジュニア」の展開や留学支援態勢の整備等により、幅広い年齢・ニーズに対応した語学教育を提供しております。

⑤ 保育

病院内保育所の運営、企業内・直営保育所の運営、企業主導型保育所の運営、保育系講座（ベビーシッター等）等を提供しております。

⑥ 中国事業

中国での産後ケア人材の養成・産後ケアサービスの提供、介護人材の養成・介護サービスの提供、家政サービスの人材養成・家政サービスの提供、サニタリー用品の販売、保育人材の養成・保育サービスの提供、子供向けケア用品の販売等を提供しております。

⑦ その他

子会社を中心に情報処理、物品の保管・配送、書籍の出版・販売、リース業等を展開しております。

(7) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

当社

本社：東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

事業所一覧

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支社<br>(4支社)       | 東日本、中部日本、中四国、九州                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 支店<br>(97支店)      | 札幌、旭川、釧路、函館、盛岡、北上、青森、八戸、秋田、仙台、古川、山形、酒田、福島、いわき、郡山、長野、上田、松本、岡谷、新潟、長岡、金沢、富山、高岡、福井、新宿、渋谷、品川、池袋、お茶の水、錦糸町、立川、八王子、甲府、大宮、南越谷、川越、所沢、宇都宮、小山、前橋、船橋、千葉、松戸、柏、水戸、土浦、横浜、横浜南、川崎、藤沢、平塚、町田、静岡、沼津、浜松、名古屋、名古屋東、岡崎、多治見、岐阜、津、大府、京橋、茨木、奈良、堺、東、和歌山、京都、大津、長浜、神戸、姫路、広島、福山、倉敷、徳山、宇部、松江、鳥取、岡山、高松、高知、徳島、松山、福岡、久留米、小倉、佐賀、長崎、那覇、熊本、八代、大分、宮崎、鹿児島                                                                          |
| 営業所<br>(12営業所)    | 帯広、大館、米沢、会津若松、飯田、上越、七尾、高山、舞鶴、豊岡、中村、安芸                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 介護拠点<br>(1,332拠点) | 居宅介護支援 800事業所<br>訪問介護 1,015事業所 (すべて介護予防訪問介護併設)<br>訪問入浴介護 88事業所 (すべて介護予防訪問入浴介護併設)<br>訪問看護 64事業所 (すべて介護予防訪問看護併設)<br>通所介護 380事業所 (うち介護予防通所介護併設376事業所)<br>地域密着型通所介護2事業所<br>福祉用具貸与 139事業所 (すべて介護予防福祉用具貸与併設)<br>小規模多機能型居宅介護53事業所 (うち介護予防小規模多機能型居宅介護併設44事業所)<br>看護小規模多機能型居宅介護3事業所<br>特定施設入居者生活介護68事業所 (うち介護予防特定施設入居者生活介護併設59事業所)<br>認知症対応型共同生活介護277事業所 (すべて介護予防認知症対応型共同生活介護併設)<br>住宅型有料老人ホーム2事業所 |

(注) 介護拠点

1. 在宅系介護サービスから居住系介護サービスまで、当社介護事業における拠点の物件数を表示しております。
2. 介護サービス別の内訳  
<在宅系>
  - ・居宅介護支援：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている居宅介護支援事業所（ケアプランを作成する事業所）
  - ・訪問介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問介護事業所（ホームヘルプを行う事業所）
  - ・訪問入浴介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問入浴介護事業所（訪問入浴を行う事業所）
  - ・訪問看護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問看護事業所（訪問看護を行う事業所）
  - ・通所介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている通所介護事業所（デイサービスセンター）
  - ・福祉用具貸与：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている福祉用具貸与事業所（福祉用具のレンタルを行う事業所）

- ・小規模多機能型居宅介護 : 市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている小規模多機能型居宅介護事業所
  - ・看護小規模多機能型居宅介護 : 市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている看護小規模多機能型居宅介護事業所
- <居住系>
- ・特定施設入居者生活介護 : 都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている特定施設入居者生活介護事業所(有料老人ホーム、ケアハウス、高齢者専用賃貸住宅)
  - ・認知症対応型共同生活介護 : 市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)
  - ・住宅型有料老人ホーム : 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないタイプの有料老人ホーム

### 連結子会社

|                                                   |                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社東京丸の内出版<br>(本社：東京都千代田区)                       |                                                                                                                 |
| 株式会社日本サポートサービス<br>(本社：東京都千代田区)                    | 事業所 長野県1事業所<br>営業所 岩手県1営業所、福島県1営業所                                                                              |
| 株式会社ニチイグリーンファーム<br>(本社：東京都千代田区)                   | 営業拠点 千葉県2営業所                                                                                                    |
| 株式会社ニチイケアネット<br>(本社：東京都千代田区)                      | 物流センター数 北海道1カ所、宮城県1カ所、千葉県1カ所、愛知県1カ所、大阪府1カ所、広島県1カ所、福岡県1カ所                                                        |
| 株式会社日本信用リース<br>(本社：東京都千代田区)                       |                                                                                                                 |
| 株式会社ニチイケアパレス<br>(本社：東京都千代田区)                      | 介護付有料老人ホーム69事業所<br>(東京都36事業所、神奈川県21事業所、埼玉県9事業所、千葉県2事業所、静岡県1事業所)<br>サービス付高齢者向住宅6事業所<br>(東京都3事業所、千葉県1事業所、埼玉県2事業所) |
| 株式会社GABA<br>(本社：東京都新宿区)                           | ラーニングスタジオ44教室<br>(東京都26教室、神奈川県5教室、埼玉県1教室、千葉県3教室、愛知県2教室、京都府1教室、大阪府4教室、兵庫県1教室、福岡県1教室)                             |
| SELCO AUSTRALIA PTY LTD.<br>(オーストラリア)             | 学校数 シドニー2校                                                                                                      |
| NICHII INTERNATIONAL CLINIC PTE. LTD.<br>(シンガポール) | 総合診療クリニック ファーラーパーク1カ所                                                                                           |
| 日医(北京)商貿有限公司<br>(中国)                              |                                                                                                                 |
| 日医(上海)商貿有限公司<br>(中国)                              |                                                                                                                 |
| 日医(広州)商貿有限公司<br>(中国)                              |                                                                                                                 |
| 日醫香港有限公司<br>(中国)                                  |                                                                                                                 |

(8) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業セグメント | 使用人数              | 前連結会計年度末比増減       |
|---------|-------------------|-------------------|
| 医療関連部門  | 7,041 (42,302) 名  | 1,199名増 (2,524名減) |
| 介護部門    | 10,402 (28,600) 名 | 239名増 (1,566名減)   |
| ヘルスケア部門 | 386 (1,097) 名     | 42名増 (27名減)       |
| 教育部門    | 1,113 (614) 名     | 67名増 (48名増)       |
| 保育部門    | 1,139 (681) 名     | 384名増 (84名増)      |
| 中国事業部門  | 54 (1,309) 名      | 2名増 (91名増)        |
| その他     | 33 (48) 名         | 6名増 (7名減)         |
| 全社(共通)  | 225 (50) 名        | 38名減 (3名増)        |
| 合計      | 20,393 (74,701) 名 | 1,901名増 (3,898名減) |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度よりセグメント変更を行っているため、前連結会計年度末比増減においては、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えて比較を行っております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数                 | 前事業年度末比増減            | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------------------|----------------------|-------|--------|
| 17,551名<br>(72,372名) | 1,590名増<br>(4,084名減) | 43.6歳 | 9.1年   |

- (注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 12,021百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 11,034    |
| 株式会社三井住友銀行    | 7,907     |
| 株式会社東京都民銀行    | 4,621     |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 4,257     |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 1,800     |
| 株式会社伊予銀行      | 500       |

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 220,000,000株
- ② 発行済株式の総数 73,017,952株
- ③ 株主数 23,397名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                                              | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 有 限 会 社 明 和                                                                                        | 16,303千株 | 25.4%   |
| 寺 田 明 彦                                                                                            | 10,012千株 | 15.6%   |
| ROYAL BANK OF CANADA<br>TRUST COMPANY (CAYMAN)<br>L I M I T E D                                    | 8,596千株  | 13.4%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                                                                               | 3,553千株  | 5.5%    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                                                                          | 1,607千株  | 2.5%    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                                                                | 1,239千株  | 1.9%    |
| ニ チ イ 学 館 従 業 員 持 株 会                                                                              | 1,122千株  | 1.7%    |
| 株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行                                                                                | 1,010千株  | 1.6%    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>退 職 給 付 信 託 み ず ほ 銀 行 口<br>再 信 託 受 託 者<br>資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,009千株  | 1.6%    |
| BNP PARIBAS SECURITIES<br>S E R V I C E S<br>LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERS<br>O N H H F S I C A V      | 863千株    | 1.3%    |

(注) 持株比率は、自己株式 (8,825千株) を控除して計算しております。



## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 発行決議日                     | 新株予約権の数    | 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 新株予約権の払込金額 | 新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり) | 行使期間                     | 行使の条件 | 役員  の  保  有  状  況 |       |     |
|---------------------------|------------|--------------------|------------|-----------------------|--------------------------|-------|-------------------|-------|-----|
|                           |            |                    |            |                       |                          |       | 取締役(社外取締役を除く)     | 社外取締役 | 監査役 |
| 平成27年6月30日(第1回通称型新株予約権)   | 1,141,300個 | 普通株式<br>1,141,300株 | 361円       | 1,108円                | 平成27年7月25日から平成57年7月24日まで | (注)   | 1,141,300個(8名)    | 一個    | 一個  |
| 平成27年6月30日(第2回株式報酬型新株予約権) | 28,600個    | 普通株式<br>28,600株    | 919円       | 1円                    | 平成27年7月25日から平成57年7月24日まで | (注)   | 28,600個(8名)       | 一個    | 一個  |
| 平成28年6月28日(第3回株式報酬型新株予約権) | 34,300個    | 普通株式<br>34,300株    | 610円       | 1円                    | 平成28年7月26日から平成58年7月25日まで | (注)   | 34,300個(8名)       | 一個    | 一個  |

- (注) (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (4) 平成28年5月30日開催の取締役会において、新株予約権の行使の条件を「当社及び子会社の取締役」から、「当社及び子会社の取締役及び執行役員」に変更しました。

### ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 発行決議日                     | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 新株予約権の払込金額 | 新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり) | 行使期間                     | 行使の条件 | 使用人等への交付状況 |             |
|---------------------------|---------|--------------------|------------|-----------------------|--------------------------|-------|------------|-------------|
|                           |         |                    |            |                       |                          |       | 執行役員       | 子会社取締役      |
| 平成28年6月28日(第3回株式報酬型新株予約権) | 8,900個  | 普通株式<br>8,900株     | 610円       | 1円                    | 平成28年7月26日から平成58年7月25日まで | (注)   | 2,900個(5名) | 6,000個(12名) |

- (注) (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (4) 平成28年5月30日開催の取締役会において、新株予約権の行使の条件を「当社及び子会社の取締役」から、「当社及び子会社の取締役及び執行役員」に変更しました。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役および監査役の状態（平成29年3月31日現在）

| 氏名   | 地位          | 担当                                          | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|-------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 寺田明彦 | 代表取締役社長兼取締役 |                                             | 株式会社日本信用リース<br>代表取締役会長<br>株式会社東京丸の内出版<br>代表取締役社長                                                                                                                                                                                                              |
| 森 信介 | 代表取締役副社長    | 経営管理統轄本部担当                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 寺田大輔 | 代表取締役副社長    | 中国事業担当<br>兼中福日医事業統轄<br>本部担当                 |                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 増田崇之 | 専務取締役       | 中国事業最高執行者<br>責任<br>兼中国事業統轄本部長               | 日医（北京）商貿有限公司<br>董事長兼總經理                                                                                                                                                                                                                                       |
| 寺田 剛 | 常務取締役       | 戦略事業統轄本部長                                   | 株式会社ニチイグリーンファーム<br>代表取締役社長<br>株式会社ヨーク国際留学センター<br>代表取締役社長<br>日醫香港有限公司<br>董事長<br>日医（広州）商貿有限公<br>司董事長<br>SELC AUSTRALIA PTY LTD.<br>代表取締役社長<br>SELC TOURS PTY LTD<br>代表取締役社長<br>SELC-Global Center Philippines Corporation<br>代表取締役社長<br>広州市正祥和家政服務有限公司<br>董 事 長 |
| 井出貴子 | 常務取締役       | 基幹事業統轄本部長                                   |                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 海瀬光雄 | 取 締 役       | 経営管理統轄本部<br>経営管理本部長                         |                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 黒木悦子 | 取 締 役       | 基 幹 事 業 統 轄<br>本 部 長 補 佐<br>兼 介 護 事 業 本 部 長 |                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 森脇啓太 | 取 締 役       |                                             | 弁護士法人大江橋法律事務所<br>弁 護 師                                                                                                                                                                                                                                        |

| 氏名   | 地位    | 担当 | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                   |
|------|-------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 杉本勇次 | 取締役   |    | ベインキャピタル・アジア・LLC<br>マネージング・ディレクター<br>株式会社すかいらく 取締役<br>株式会社ベルシステム24ホール<br>ディングス 取締役<br>株式会社マクロミル 取締役<br>株式会社雪国まいたけ 取締役<br>日本風力開発株式会社 取締役<br>大江戸温泉物語株式会社 取締役 |
| 乙丸秀次 | 常勤監査役 |    |                                                                                                                                                            |
| 大島秀二 | 監査役   |    | 大島秀二公認会計士事務所<br>公認会計士、税理士<br>株式会社協和コンサルタンツ社外取締役<br>メディキット株式会社社外監査役                                                                                         |
| 松野一平 | 監査役   |    |                                                                                                                                                            |

- (注) 1. 取締役寺田孝一氏、木原佳代子氏、星野清美氏、種元崇子氏、日下部智哉氏、平岡靖宏氏、中村誠氏は、平成28年6月28日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

| 氏名      | 異動前                                                                                                                                                | 異動後                                                                                                             | 異動年月日       |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 森 信 介   | 専務取締役<br>社長室担当<br>兼経営監理部担当                                                                                                                         | 代表取締役副社長<br>経営管理統轄本<br>部担当                                                                                      | 平成28年8月16日  |
| 寺 田 剛   | 常務取締役<br>経営管理部<br>統轄本部長                                                                                                                            | 常務取締役<br>戦略事業統<br>轄本部長                                                                                          | 平成28年8月16日  |
| 井 出 貴 子 | 常務取締役<br>兼事業統<br>轄本部<br>兼教育事<br>業統轄本<br>部強化担<br>当                                                                                                  | 常務取締<br>役幹事部<br>統轄本<br>部長                                                                                       | 平成28年8月16日  |
| 黒 木 悦 子 | 取<br>事<br>業<br>統<br>轄<br>本<br>部<br>長<br>兼<br>補<br>佐<br>兼<br>護<br>事<br>業<br>統<br>轄<br>本<br>部<br>長<br>兼<br>設<br>計<br>監<br>理<br>部<br>長<br>兼<br>担<br>当 | 取<br>事<br>業<br>統<br>轄<br>本<br>部<br>長<br>兼<br>補<br>佐<br>兼<br>護<br>事<br>業<br>統<br>轄<br>本<br>部<br>長<br>兼<br>担<br>当 | 平成28年11月16日 |

3. 取締役森脇啓太氏および取締役杉本勇次氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 常勤監査役乙丸秀次氏、監査役大島秀二氏および監査役松野一平氏は、社外監査役であります。
5. 監査役大島秀二氏は、公認会計士および税理士の資格を、監査役松野一平氏は税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 額              |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 17名<br>(2名) | 140,660千円<br>(8,640千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名)  | 14,450千円<br>(14,450千円) |
| 合 計                | 20名         | 155,110千円              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成4年1月20日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別途、平成27年6月25日開催の第43回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションの年間割当数を45,000個以内と決議いただいております。
  3. 監査役の報酬限度額は、平成4年1月20日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
  4. 報酬等の額には、以下のものも含まれております。
    - ・平成29年6月27日開催の第45回定時株主総会において付議いたします役員賞与
 

|     |              |       |
|-----|--------------|-------|
| 取締役 | 8名（社外取締役を除く） | 35百万円 |
| 監査役 | 3名           | 2百万円  |
    - ・株式報酬費用（株式報酬型）の計上額
  5. 当事業年度末現在の人員は、取締役10名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。
  6. 上記のほか、当事業年度に支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。  
平成27年5月14日開催の取締役会において当社の役員退職慰労金制度廃止を決議したことに伴い、平成27年6月25日開催の第43回定時株主総会決議に基づき、平成27年4月に当社取締役を退任された1名に対し、854千円。

### ③ 社外役員に関する事項

#### 1. 他の法人等の社外役員の兼職状況

- ・森脇啓太氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士であり、当社と同事務所との間に法律業務委託等の取引関係がありますが、その取引高は12百万円以下であり、また、同事務所の年間売上高の1%未満と僅少であります。
- ・杉本勇次氏は、ペインキャピタル・アジア・LLCのマネージング・ディレクター、株式会社すかいらーくの取締役、株式会社ベルシステム24ホールディングスの取締役、株式会社マクロミルの取締役、株式会社雪国まいたけの取締役、日本風力開発株式会社の取締役、大江戸温泉物語株式会社の取締役であります。同各社と当社との間の取引はございません。
- ・監査役大島秀二氏は、大島秀二公認会計士事務所の代表、株式会社協和コンサルタンツの社外取締役およびメディキット株式会社の社外監査役であります。同事務所・同各社と当社との間の取引はございません。

#### 2. 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                           |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 森脇啓太 | 取締役会には11回のうち、11回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                                    |
| 取締役   | 杉本勇次 | 取締役会には11回のうち、10回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                                    |
| 常勤監査役 | 乙丸秀次 | 取締役会には11回のうち、11回出席しており、議案審議等に必要な発言を行っております。<br>監査役会には15回のうち、15回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                     |
| 監査役   | 大島秀二 | 取締役会には11回のうち、11回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。<br>監査役会には15回のうち、15回出席しており、必要に応じて公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 監査役   | 松野一平 | 取締役会には11回のうち、11回出席しており、議案審議等に必要な発言を行っております。<br>監査役会には15回のうち、15回出席しており、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を行っております。           |

#### 3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役森脇啓太氏、取締役杉本勇次氏、監査役乙丸秀次氏、監査役大島秀二氏、および監査役松野一平氏について法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 PWC京都監査法人

- (注) 1. 当社の会計監査人であった東陽監査法人は、平成28年6月28日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 京都監査法人は、平成28年12月1日付をもって名称をPWC京都監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

|                                      | 報酬等の額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 92,000千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 98,000   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 内部統制全体を統括する機関を「内部統制委員会」といたします。
  - ・ 監査役による監査及び監査室による内部監査を実施することで、それぞれの職務の執行が法令や定款に適合することを確保いたします。
  - ・ 内部監査の範囲は、会社全般に及ぶものとし、グループ会社の業務を含むものいたします。
  - ・ 監査の実施にあたっては、内部監査規程に則り、事業年度計画で定められた「定期監査」及び代表取締役社長より特に命ぜられた事項等の「臨時監査」を行い、その結果を報告いたします。
  - ・ 内部統制システムの構築において重要視されるコンプライアンスの推進にあたっては、「コンプライアンス委員会」を設置いたします。
  - ・ コンプライアンス委員会は当社及びグループ会社の社員が遵守すべきコンプライアンスに関する根幹となる倫理・行動指針として「ニチイグループ コンプライアンス・ポリシー」を策定し、教育・啓蒙活動を実施することで、コンプライアンスの確実な浸透・定着を図っております。
  - ・ 社員からの内部通報、その他のコンプライアンスに関する相談窓口として、コンプライアンス委員会に「コンプライアンス相談・通報窓口」を置きます。
  - ・ 反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を遮断するため、経営管理本部を中心に内部体制を構築し、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒否する等組織全体で毅然とした態度で対処いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規定に従い適切に保存及び管理を行います。
  - ・ 株主総会議事録及び取締役会議事録や、その他稟議書等の重要事項の意思決定に係る文書については、「文書管理規程」により、その取扱方法及び保管基準等を定めます。
  - ・ その他の情報については、「内部情報管理規程」及び「機密情報取扱規程」にて重要な内部情報に該当する事項を明確化し、その取扱いを定めた方法で管理いたします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・組織横断的なリスク状況の管理については、内部統制委員会が行い、各部門の所轄業務に付随するリスクの把握及び管理については、当該部門にて部門長を責任者とし、推進担当者を設け、リスク軽減への取り組みを推進いたします。
  - ・当社の事業活動において想定されるリスクを未然に防止するため、各種委員会を設け、リスクマネジメント体制を更に強化いたします。
  - ・危機が発生した場合においては、危機管理委員会が中心となり、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営目標、経営戦略、その他重要事項及び法定事項について適時且つ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。
  - ・業務執行に係る重要事項の決定に関しては、役付取締役をメンバーとする経営会議を必要に応じて開催し、機動的な意思決定を図ることとします。
  - ・取締役の職務権限及び妥当な意思決定ルールを職務権限規程により制定し、運用状況を定期的に検証することで、職務執行における一層の効率化に努めます。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・内部統制委員会は、当社グループ企業における業務の適正を統括・管理いたします。
  - ・コンプライアンスに関しては、当社グループ企業各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会が当社グループ企業全体のコンプライアンスを統括・推進する体制といたします。
  - ・コンプライアンス委員会が実施する教育・研修及び同委員会が設置する「コンプライアンス相談・通報窓口」は、当社グループ企業各社の社員全体を対象といたします。
  - ・監査役及び内部監査部門である監査室が行う監査は、当社グループ企業の業務も含むものとし、定期監査の他、必要の都度、会計監査及び業務監査を行います。
  - ・財務報告に係る内部統制の構築に関しては、専任部署を設置し、構築すべき内部統制の範囲及び水準につき、会計監査人と協議のうえ代表取締役へ報告しその承認を受け、全社的に取り組みます。



- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置し、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
  - ・ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項は、監査役会規程に定めるものといたします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項や、取締役会に付議する重要事項、報告すべき緊急の事項が生じた場合は、速やかに監査役へ報告することといたします。
  - ・ 監査役は、取締役会だけでなく、必要に応じて重要会議に同席し、業務の執行状況及びその意思決定の過程に関して、説明を求めることができる他、会議時以外にも、必要と認められる事項については、その都度、担当部門にヒアリングを行うことができます。
  - ・ 監査役が内部統制委員会及び内部監査部門との適切な意思疎通を図り、その監査業務が効果的に行われることを確保するため以下の体制を整備いたします。
  - ・ 監査役及び監査室長より監査の状況を踏まえ、経営トップと当社の経営に係る事業等のリスクやその管理状況について協議を行います。
  - ・ 監査役と内部監査部門である監査室は、定期的に会議を設け、内部監査内容及び会計監査人より報告を受ける会計監査内容の把握・検証を行います。
  - ・ 常勤監査役及び監査室長は、内部統制委員会にオブザーバーとして参加することで、内部統制委員会との連携を図ります。

#### (6) 業務の適正を確保するための運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを適時行っております。また総務部が中心となり、当社各部門及び子会社に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、推進させております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                    | 負 債 の 部              |                    |
|----------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| 科 目                  | 金 額                | 科 目                  | 金 額                |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>64,723,455</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>68,530,780</b>  |
| 現金及び預金               | 16,357,197         | 支払手形及び買掛金            | 840,286            |
| 受取手形及び売掛金            | 32,855,836         | 短期借入金                | 20,269,380         |
| 有価証券                 | 200,416            | 1年以内返済予定長期借入金        | 4,869,890          |
| たな卸資産                | 1,318,081          | リース債務                | 1,431,046          |
| 繰延税金資産               | 2,314,021          | 未払法人税等               | 1,990,593          |
| その他                  | 11,687,703         | 未払消費税等               | 1,414,113          |
| 貸倒引当金                | △9,802             | 未払費用                 | 15,914,778         |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>126,984,620</b> | 前受金                  | 11,337,562         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>80,605,541</b>  | 賞与引当金                | 4,990,083          |
| 建物及び構築物              | 23,088,252         | 役員賞与引当金              | 38,000             |
| 機械装置及び車輛運搬具          | 10,836             | その他                  | 5,435,045          |
| 器具備品                 | 804,426            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>85,252,913</b>  |
| 土地                   | 8,444,356          | 長期借入金                | 17,563,057         |
| リース資産                | 46,903,144         | リース債務                | 52,192,808         |
| 建設仮勘定                | 1,354,524          | 長期前受金                | 3,716,866          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>19,673,166</b>  | 繰延税金負債               | 7,321              |
| のれん                  | 14,225,873         | 資産除去債務               | 2,378,419          |
| ソフトウェア               | 2,701,829          | 退職給付に係る負債            | 7,311,817          |
| ソフトウェア仮勘定            | 2,367,560          | その他                  | 2,082,623          |
| リース資産                | 170,901            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>153,783,694</b> |
| その他                  | 207,001            | <b>純 資 産 の 部</b>     |                    |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>26,705,912</b>  | 株主資本                 | 37,841,369         |
| 投資有価証券               | 1,567,930          | 資本金                  | 11,933,790         |
| 長期貸付金                | 8,022,901          | 資本剰余金                | 17,277,876         |
| 長期前払費用               | 2,297,901          | 利益剰余金                | 20,006,631         |
| 差入保証金                | 13,739,404         | 自己株式                 | △11,376,929        |
| 繰延税金資産               | 717,096            | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>△1,248,544</b>  |
| その他                  | 739,777            | その他有価証券評価差額金         | 20,543             |
| 貸倒引当金                | △379,098           | 為替換算調整勘定             | △457,572           |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>191,708,076</b> | 退職給付に係る調整累計額         | △811,515           |
|                      |                    | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>531,839</b>     |
|                      |                    | <b>非 支 配 株 主 持 分</b> | <b>799,717</b>     |
|                      |                    | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>37,924,381</b>  |
|                      |                    | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>191,708,076</b> |

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額         |
|-----------------|-------------|
| 売上高             | 276,659,882 |
| 売上原価            | 224,459,969 |
| 売上総利益           | 52,199,913  |
| 販売費及び一般管理費      | 47,993,291  |
| 営業利益            | 4,206,621   |
| 営業外収益           | 1,472,519   |
| 受取利息            | 151,528     |
| 受取配当金           | 1,728       |
| 受取賃貸収入          | 188,103     |
| 補助金収入           | 176,310     |
| 奨励金収入           | 73,670      |
| 持分法による投資利益      | 55,250      |
| その他             | 825,928     |
| 営業外費用           | 4,250,066   |
| 支払利息            | 4,103,515   |
| 賃貸費用            | 36,745      |
| その他             | 109,805     |
| 経常利益            | 1,429,074   |
| 特別利益            | 59,913      |
| 新株予約権戻入益        | 8,158       |
| 賃貸契約解約損戻入益      | 50,610      |
| その他             | 1,144       |
| 特別損失            | 139,016     |
| 固定資産除却損         | 15,350      |
| 固定資産売却損         | 507         |
| 減損              | 120,936     |
| その他             | 2,221       |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,349,971   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,502,718   |
| 法人税等調整額         | △1,417,447  |
| 当期純利益           | 1,264,700   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | △138,527    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,403,227   |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                  | 株 主 資 本    |            |            |             |            | その他の包括利益累計額       |
|----------------------------------|------------|------------|------------|-------------|------------|-------------------|
|                                  | 資 本 金      | 資本剰余金      | 利益剰余金      | 自 己 株 式     | 株主資本合計     | その他の有価証券<br>評価差額金 |
| 当 期 連 結 会 計 年 度<br>首 残 高         | 11,933,790 | 17,354,214 | 19,635,508 | △11,377,668 | 37,545,845 | 12,815            |
| 当連結会計年度変動額                       |            |            |            |             |            |                   |
| 子会社等の持分変動<br>による増減               |            | △76,337    |            |             | △76,337    |                   |
| 剰余金の配当                           |            |            | △1,412,233 |             | △1,412,233 |                   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益              |            |            | 1,403,227  |             | 1,403,227  |                   |
| 自己株式の取得                          |            |            |            | △740        | △740       |                   |
| 自己株式の処分                          |            |            | △425       | 1,479       | 1,054      |                   |
| 連結範囲の変動                          |            |            | 380,554    |             | 380,554    |                   |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度<br>変動額(純額) |            |            |            |             |            | 7,727             |
| 当 期 連 結 会 計 年 度<br>変 動 額 合 計     | -          | △76,337    | 371,123    | 739         | 295,524    | 7,727             |
| 当連結会計年度末残高                       | 11,933,790 | 17,277,876 | 20,006,631 | △11,376,929 | 37,841,369 | 20,543            |

|                                  | その他の包括利益累計額          |                  |                   | 新株予約権   | 非 支 配 分<br>株 主 持 分 | 純資産合計      |
|----------------------------------|----------------------|------------------|-------------------|---------|--------------------|------------|
|                                  | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |                    |            |
| 当 期 連 結 会 計 年 度<br>首 残 高         | 333,133              | △1,022,986       | △677,038          | 511,733 | 721,337            | 38,101,877 |
| 当連結会計年度変動額                       |                      |                  |                   |         |                    |            |
| 子会社等の持分変動<br>による増減               |                      |                  |                   |         |                    | △76,337    |
| 剰余金の配当                           |                      |                  |                   |         |                    | △1,412,233 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益              |                      |                  |                   |         |                    | 1,403,227  |
| 自己株式の取得                          |                      |                  |                   |         |                    | △740       |
| 自己株式の処分                          |                      |                  |                   |         |                    | 1,054      |
| 連結範囲の変動                          |                      |                  |                   |         |                    | 380,554    |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度<br>変動額(純額) | △790,705             | 211,471          | △571,506          | 20,106  | 78,380             | △473,020   |
| 当 期 連 結 会 計 年 度<br>変 動 額 合 計     | △790,705             | 211,471          | △571,506          | 20,106  | 78,380             | △177,495   |
| 当連結会計年度末残高                       | △457,572             | △811,515         | △1,248,544        | 531,839 | 799,717            | 37,924,381 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

株式会社 ニチイ学館  
取締役会 御中

P w C 京 都 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 田 佳 和 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 崎 亮 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチイ学館の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積の評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分且つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチイ学館及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

平成29年5月29日

株式会社ニチイ学館 監査役会

常勤監査役 乙丸秀次 ㊟

監査役 大島秀二 ㊟

監査役 松野一平 ㊟

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 常勤監査役乙丸秀次、監査役大島秀二及び松野一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                    | 負 債 の 部        |                    |
|-----------------|--------------------|----------------|--------------------|
| 科 目             | 金 額                | 科 目            | 金 額                |
| <b>流動資産</b>     | <b>42,225,827</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>52,484,605</b>  |
| 現金及び預金          | 4,159,338          | 買掛金            | 309,908            |
| 売掛金             | 30,161,375         | 短期借入金          | 20,164,002         |
| 商品              | 119,386            | 1年以内返済予定長期借入金  | 3,571,400          |
| 仕入材料            | 218,810            | リース債務          | 973,334            |
| 未成業務支出          | 7,753              | 未払金            | 2,001,736          |
| 貯蔵品             | 207,129            | 未払費用           | 14,717,909         |
| 前払費用            | 1,427,699          | 未払法人税等         | 1,801,059          |
| 繰延税金資産          | 2,098,530          | 未払消費税等         | 1,398,178          |
| 短期貸付            | 342,526            | 前受金            | 1,594,145          |
| 未収金             | 3,178,019          | 預り金            | 1,415,396          |
| その他金            | 331,731            | 賞与引当金          | 4,499,535          |
|                 | △26,473            | 役員賞与引当金        | 38,000             |
| <b>固定資産</b>     | <b>108,613,404</b> | <b>固定負債</b>    | <b>57,432,258</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>56,481,348</b>  | 長期借入金          | 16,981,150         |
| 建物              | 18,954,422         | リース債務          | 31,414,407         |
| 構築物             | 651,111            | 資産除去債務         | 1,912,634          |
| 機械及び装置          | 1,849              | 退職給付引当金        | 5,769,030          |
| 器具備品            | 479,714            | 預り保証金          | 401,560            |
| 土地              | 7,640,948          | 長期前受金          | 9,339              |
| 土壌改良費           | 27,409,081         | その他            | 944,136            |
| 建設仮勘定           | 1,344,220          | <b>負債合計</b>    | <b>109,916,864</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>8,166,698</b>   | <b>純資産の部</b>   |                    |
| ソフトウェア          | 3,943,950          | <b>株主資本</b>    | <b>40,370,011</b>  |
| ソフトウェア仮勘定       | 2,485,160          | 資本金            | 11,933,790         |
| 権利              | 1,398,026          | 資本剰余金          | 15,262,748         |
| 電話加入権           | 82,665             | 資本準備金          | 15,262,748         |
| 施設利用権           | 46,456             | <b>利益剰余金</b>   | <b>24,550,402</b>  |
| リース資産           | 162,267            | 利益準備金          | 364,928            |
| その他             | 48,170             | その他利益剰余金       | 24,185,474         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>43,965,357</b>  | 別途積立金          | 16,802,345         |
| 投資有価証券          | 146,028            | 繰越利益剰余金        | 7,383,129          |
| 関係会社出資          | 16,870,610         | <b>自己株式</b>    | <b>△11,376,929</b> |
| 長期貸付金           | 2,091,700          | 評価・換算差額等       | 20,516             |
| 破産更生債権等         | 18,957,371         | その他有価証券評価差額金   | 20,516             |
| 差入保積立金          | 109,649            | <b>新株予約権</b>   | <b>531,839</b>     |
| 保険積立金           | 9,056,865          | <b>純資産合計</b>   | <b>40,922,368</b>  |
| 長期前払費用          | 459,830            | <b>負債純資産合計</b> | <b>150,839,232</b> |
| 繰延税金資産          | 1,312,201          |                |                    |
| その他             | 10,962             |                |                    |
| 投資損失引当金         | 26,750             |                |                    |
| 貸倒引当金           | △200,000           |                |                    |
|                 | △4,876,612         |                |                    |
| <b>資産合計</b>     | <b>150,839,232</b> |                |                    |



# 損 益 計 算 書

(平成28年 4月 1日から)  
(平成29年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額         |
|-------------------------|-------------|
| 売 上 高                   | 239,776,775 |
| 売 上 原 価                 | 198,807,640 |
| 売 上 総 利 益               | 40,969,135  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 37,426,651  |
| 営 業 利 益                 | 3,542,483   |
| 営 業 外 収 益               | 2,209,659   |
| 営 業 外 費 用               | 3,112,548   |
| 経 常 利 益                 | 2,639,594   |
| 特 別 利 益                 | 8,158       |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 8,158       |
| 特 別 損 失                 | 4,067       |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 1,845       |
| リ ー ス 解 約 損             | 2,221       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 2,643,685   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 920,441     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △1,321,573  |
| 当 期 純 利 益               | 3,044,816   |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本    |            |            |           |                   |            |               |
|---------------------|------------|------------|------------|-----------|-------------------|------------|---------------|
|                     | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金  |            | 利 益 剰 余 金 |                   |            | 利 益 剰 余 金 計 合 |
|                     |            | 資本準備金      | 資本剰余金計合    | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別途積立金 | 繰越利益金      |               |
| 当期首残高               | 11,933,790 | 15,262,748 | 15,262,748 | 364,928   | 24,802,345        | △2,249,028 | 22,918,245    |
| 当期変動額               |            |            |            |           |                   |            |               |
| 剰余金の配当              |            |            |            |           |                   | △1,412,233 | △1,412,233    |
| 当期純利益               |            |            |            |           |                   | 3,044,816  | 3,044,816     |
| 自己株式の取              |            |            |            |           |                   |            |               |
| 自己株式の処              |            |            |            |           |                   | △425       | △425          |
| 別途積立金の取             |            |            |            |           | △8,000,000        | 8,000,000  | -             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |            |            |            |           |                   |            |               |
| 当期変動額合計             | -          | -          | -          | -         | △8,000,000        | 9,632,157  | 1,632,157     |
| 当期末残高               | 11,933,790 | 15,262,748 | 15,262,748 | 364,928   | 16,802,345        | 7,383,129  | 24,550,402    |

|                     | 株 主 資 本     |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計  |
|---------------------|-------------|------------|------------------|------------------------|-----------|------------|
|                     | 自 己 株 式     | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |            |
| 当期首残高               | △11,377,668 | 38,737,114 | 12,815           | 12,815                 | 511,733   | 39,261,663 |
| 当期変動額               |             |            |                  |                        |           |            |
| 剰余金の配当              |             | △1,412,233 |                  |                        |           | △1,412,233 |
| 当期純利益               |             | 3,044,816  |                  |                        |           | 3,044,816  |
| 自己株式の取              | △740        | △740       |                  |                        |           | △740       |
| 自己株式の処              | 1,479       | 1,054      |                  |                        |           | 1,054      |
| 別途積立金の取             |             | -          |                  |                        |           | -          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |             |            | 7,701            | 7,701                  | 20,106    | 27,807     |
| 当期変動額合計             | 739         | 1,632,896  | 7,701            | 7,701                  | 20,106    | 1,660,704  |
| 当期末残高               | △11,376,929 | 40,370,011 | 20,516           | 20,516                 | 531,839   | 40,922,368 |

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

株式会社 ニチイ学館  
取締役会 御中

P w C 京 都 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 田 佳 和 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 崎 亮 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチイ学館の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分且つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

平成29年5月29日

|                |         |
|----------------|---------|
| 株式会社ニチイ学館 監査役会 |         |
| 常勤監査役          | 乙丸 秀次 ㊞ |
| 監査役            | 大島 秀二 ㊞ |
| 監査役            | 松野 一平 ㊞ |

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 常勤監査役乙丸秀次、監査役大島秀二及び松野一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第45期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は706,115,256円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 資本準備金の額の減少の件

### 1. 準備金の額の減少の理由

今後の資本政策上の機動性および柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

### 2. 準備金の額の減少の内容

#### (1)減少する資本準備金の額

資本準備金15,262,748,147円のうち15,262,748,147円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

#### (2)資本準備金の額の減少の効力発生日

平成29年6月28日

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加・変更するものであります。
- (2) 上記の変更に伴い、従来の号数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                           | 変 更 案                            |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 第1章 総則                                                            | 第1章 総則                           |
| (目的)                                                              | (目的)                             |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                          | 第2条 (現行どおり)                      |
| 1. 医療、介護、保育等の人材育成のための教育事業                                         | 1. (現行どおり)                       |
| 2. 語学スクールの経営                                                      | 2. <u>語学スクールの経営および語学に関する教育事業</u> |
| 3. 書籍、教材の出版、企画、制作および販売事業                                          | 3. (現行どおり)                       |
| 4. 語学に関する書籍、教材、ソフトウェアの企画・制作、出版および販売事業                             | 4. (現行どおり)                       |
| 5. 商品、講座および教育システムの市場調査ならびに開発                                      | 5. (現行どおり)                       |
| 6. 医療機関等における受付、病歴管理、医療費請求事務等の受託事業                                 | 6. (現行どおり)                       |
| 7. コンピューターによる情報処理および情報提供ならびに操作指導等に関する事業                           | 7. (現行どおり)                       |
| 8. コンピューターシステムおよびコンピューターソフトウェアの運用、保守、開発ならびに販売事業                   | 8. (現行どおり)                       |
| 9. 音声認識システムを使用した帳票作成サービス事業                                        | 9. (現行どおり)                       |
| 10. 医療機関運営に係わるコンサルティング事業                                          | 10. (現行どおり)                      |
| 11. 労働者派遣に係わる事業                                                   | 11. (現行どおり)                      |
| 12. 医療機関等における病棟事務および病棟作業の受託事業                                     | 12. (現行どおり)                      |
| 13. 医療機関等における高度管理医療機器の保守点検、整備、修理、保管管理業務および医療用器材の物品管理、消毒、滅菌業務の受託事業 | 13. (現行どおり)                      |



| 現 行 定 款                                                                                                                                  | 変 更 案           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 14. 産前・産後ケア事業                                                                                                                            | 14. (現行どおり)     |
| 15. 産前・産後ケア事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業                                                                                                        | 15. (現行どおり)     |
| 16. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等の整備および運営に関する事業                                                                           | 16. (現行どおり)     |
| 17. 食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配および医療用器材、医療機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具の販売、宅配、レンタルならびに輸出入事業 | 17. (現行どおり)     |
| 18. 薬局の経営および経営に係わるコンサルティング事業                                                                                                             | 18. (現行どおり)     |
| 19. 園芸花卉、種苗の研究開発、栽培、販売事業                                                                                                                 | 19. (現行どおり)     |
| 20. 給食事業および配食サービス事業                                                                                                                      | 20. (現行どおり)     |
| 21. 健康保険法に基づく訪問看護                                                                                                                        | 21. (現行どおり)     |
| 22. (1)介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業                                                                                                               | 22. (1) (現行どおり) |
| (2)介護保険法に基づく次の居宅サービス事業                                                                                                                   | (2) (現行どおり)     |
| ①訪問介護                                                                                                                                    |                 |
| ②訪問入浴介護                                                                                                                                  |                 |
| ③訪問看護                                                                                                                                    |                 |
| ④通所介護                                                                                                                                    |                 |
| ⑤短期入所生活介護                                                                                                                                |                 |
| ⑥特定施設入居者生活介護                                                                                                                             |                 |
| ⑦福祉用具貸与                                                                                                                                  |                 |
| ⑧特定福祉用具販売                                                                                                                                |                 |
| ⑨居宅療養管理指導                                                                                                                                |                 |
| (3)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業                                                                                                                  | (3) (現行どおり)     |
| ①夜間対応型訪問介護                                                                                                                               |                 |
| ②認知症対応型通所介護                                                                                                                              |                 |
| ③小規模多機能型居宅介護                                                                                                                             |                 |
| ④認知症対応型共同生活介護                                                                                                                            |                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>⑥看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>(4)介護保険法に基づく介護予防サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防訪問介護</li> <li>②介護予防訪問入浴介護</li> <li>③介護予防訪問看護</li> <li>④介護予防通所介護</li> <li>⑤介護予防短期入所生活介護</li> <li>⑥介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>⑦介護予防福祉用具貸与</li> <li>⑧特定介護予防福祉用具販売</li> <li>⑨介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> </li> <li>(5)介護保険法に基づく介護予防支援事業</li> <li>(6)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>②介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>③介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul> </li> <li>(7)介護保険法に基づく地域支援事業</li> <li>(8)居宅介護住宅改修事業</li> <li>(9)上記の事業を行う施設の運営および開発管理業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) (現行どおり)</li> <br/> <li>(5) <u>介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</u></li> <li>(6) (現行どおり)</li> <br/> <li>(7) (現行どおり)</li> <li>(8) (現行どおり)</li> <li>(9) (現行どおり)</li> </ul> |
| 23. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 23. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                |
| 24. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 24. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                |
| 25. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくその他地域生活支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 25. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                |
| 26. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 26. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                |
| 27. 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 27. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                |
| 28. 障害者・高齢者等への介助活動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 28. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                |
| 29. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 29. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 30. 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、<br>高齢者用住宅事業                                                                                                                                                                                                   | 30. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 31. 上記の事業を行う施設の運営および開<br>発・管理業務                                                                                                                                                                                                      | 31. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 32. 介護事業の運営・研修に係わるコンサル<br>ティング事業                                                                                                                                                                                                     | 32. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 33. ヘルスケア事業の運営・研修に係わるコ<br>ンサルティング事業                                                                                                                                                                                                  | 33. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 34. 有料職業紹介業                                                                                                                                                                                                                          | 34. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 35. 物品購入                                                                                                                                                                                                                             | 35. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 36. 生活支援サービスおよび自費介護事業                                                                                                                                                                                                                | 36. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 37. 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育<br>て支援法、その他関係法令に基づく子ど<br>も・子育て事業の運営<br>(1)認可保育所の運営<br>(2)小規模保育事業<br>(3)家庭的保育事業<br>(4)事業所内保育事業<br>(5)事業所内保育所の運営<br>(6)病院内保育所の運営<br>(7)居宅訪問型保育事業<br>(8)放課後児童クラブの運営<br>(9)児童健全育成事業<br>(10)上記以外に関する子育て支援拠点<br>の運営 | 37. (現行どおり)<br><br>(1) (現行どおり)<br>(2) (現行どおり)<br>(3) (現行どおり)<br>(4) (現行どおり)<br>(5) (現行どおり)<br>(6) (現行どおり)<br>(7) (現行どおり)<br>(8) (現行どおり)<br>(9) (現行どおり)<br>(10) (現行どおり) |
| 38. 上記の事業を行う施設の運営および開発<br>管理業務                                                                                                                                                                                                       | 38. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 39. ベビーシッター派遣に係わる事業                                                                                                                                                                                                                  | 39. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 40. 保育事業の運営・研修に係わるコンサル<br>ティング事業                                                                                                                                                                                                     | 40. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 41. 保育事業に係わる子育て関連商品の販売<br>事業                                                                                                                                                                                                         | 41. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 42. 一般建築工事業                                                                                                                                                                                                                          | 42. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 43. 古物の売買業                                                                                                                                                                                                                           | 43. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 44. 寝具類の販売およびレンタルならびに乾<br>燥消毒業                                                                                                                                                                                                       | 44. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 45. 広告代理業                                                                                                                                                                                                                            | 45. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 46. 受付、案内等の業務処理サービスの受託                                                                                                                                                                                                               | 46. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 47. 健康診断受診事務の取次、斡旋                                                                                                                                                                                                                   | 47. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 48. 通信販売業務                                                                                                                                                                                                                           | 48. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 49. 福祉用具、介護用品の研究開発および<br>製造業                                                                                                                                                                                                         | 49. (現行どおり)                                                                                                                                                            |
| 50. 旅館業                                                                                                                                                                                                                              | 50. (現行どおり)                                                                                                                                                            |

| 現 行 定 款                                  | 変 更 案                                                       |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 51. 飲食店業                                 | 51. (現行どおり)                                                 |
| 52. 旅行業                                  | 52. (現行どおり)                                                 |
| 53. 留学に関するコンサルティング、留学先の提供・紹介および留学手続の代行事業 | 53. (現行どおり)                                                 |
| 54. 観光施設の運営管理                            | 54. (現行どおり)                                                 |
| 55. 損害保険の代理業                             | 55. (現行どおり)                                                 |
| 56. 介助犬・セラピー犬等に係わる事業および普及活動              | 56. (現行どおり)                                                 |
| 57. 上記の事業を行う施設の運営および開発管理業務               | 57. (現行どおり)                                                 |
| 58. ペット犬の飼育・販売に係わる事業                     | 58. (現行どおり)                                                 |
| 59. ペット用品の企画・製作・販売に係わる事業                 | 59. (現行どおり)                                                 |
| 60. フランチャイズ事業                            | 60. (現行どおり)                                                 |
| 61. フランチャイズシステムによる加盟店募集および加盟店の経営指導       | 61. (現行どおり)                                                 |
| 62. Webサイト制作事業                           | 62. (現行どおり)                                                 |
| 63. 各種通知業務                               | 63. (現行どおり)                                                 |
| 64. コールセンター業務                            | 64. (現行どおり)                                                 |
| 65. 電気通信を利用した次のサービス事業                    | 65. (現行どおり)                                                 |
| (1) 高齢者の見守り支援事業                          | (1) (現行どおり)                                                 |
| (2) 高齢者の生活支援サービス事業                       | (2) (現行どおり)                                                 |
| 66. 酒類の販売業                               | 66. (現行どおり)                                                 |
| 67. 福祉用具・介護用品・その他物品の販売に関するコンサルティング業務     | 67. (現行どおり)                                                 |
| 68. セラピー犬の輸出入事業                          | 68. (現行どおり)                                                 |
| 69. 家政事業に関するコンサルティング業務                   | 69. (現行どおり)                                                 |
| 70. 産前・産後ケア講座の開発・運営および産前・産後ケアサービス事業      | 70. (現行どおり)                                                 |
| 71. 医療機関等における外国人対応に関わるサービス事業             | 71. (現行どおり)                                                 |
| 72. インターネットを利用した語学スクールの経営                | 72. (現行どおり)                                                 |
| 73. 介護施設、保育施設の設計建築に係るコンサルティング事業          | 73. (現行どおり)                                                 |
| (新 設)                                    | 74. <u>ペットに関するケア事業およびペット預かり事業</u>                           |
| (新 設)                                    | 75. <u>能力開発のための教育事業</u>                                     |
| (新 設)                                    | 76. <u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づく外国人技能実習生実習実施事業</u> |
| (新 設)                                    | 77. <u>国家戦略特別区域法に基づく家事支援外国人受入事業</u>                         |
| 74. 以上、前各号に附帯関連する一切の業務                   | 78. (現行どおり)                                                 |

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期に在任した取締役8名（社外取締役を除く）および監査役3名に対し、従来の支給額および当期の業績等を勘案して、役員賞与を総額38,000千円（取締役分35,200千円、監査役分2,800千円）支給することといたしたく存じます。

以上

## <インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月26日（月曜日）の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効なものとさせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5. 機関投資家様向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 I C J が運営する機関投資家様向け議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、インターネット等による議決権電子行使の方法として、前記による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

## 第45回定時株主総会会場のご案内図

会場 東京都文京区後楽1丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階 天空  
電話番号 03-5805-2111 (代表)



### 交通機関

- J R 総武線 <水道橋駅東口> ————— 徒歩約4分
- 都営地下鉄三田線 <水道橋駅A2出口> ——— 徒歩約3分
- 都営地下鉄大江戸線 <春日駅6番出口> ——— 徒歩約8分
- 東京メトロ丸ノ内線 <後楽園駅2番出口> ——— 徒歩約7分
- 東京メトロ南北線 <後楽園駅2番出口> ——— 徒歩約7分